

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 金融庁
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	マイナンバーの利用に関する手続の簡素化	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>社会保障・税番号制度（マイナンバー）とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意的個人番号を割り当てる制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資家の利便性向上を図るために、以下の項目について措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マイナンバー既告知者が行う、氏名又は住所の変更告知について、マイナンバーを不要とすること</li> <li>○ NISA 口座が廃止された際の、金融機関が税務当局に提供する事項について、一定の場合にマイナンバーを不要とすること</li> </ul>	
関係条文	<span style="font-size: 2em;">[</span> 地方税法附則第 35 条の 2 の 4、地方税法施行令附則 18 条の 4、租税特別措置法第 37 条の 14、所得税法第 224 条、所得税法施行令第 336 条 等 <span style="font-size: 2em;">]</span>	
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>マイナンバーに関する各種手続の利便性向上、簡素化を図り、個人投資家の市場参加を促す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>個人投資家のすそ野の拡大を図る観点からは、市場環境の整備及び投資者の利便性向上が重要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	なし
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	4,967万人（2016年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「2016年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	要望の措置は、制度の利便性向上につながり、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の利便性を向上させ、個人投資家の市場への参加促進を図るものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年度改正 マイナンバー制度の活用による投資家の利便性向上</li> <li>・平成 28 年度改正 マイナンバーの導入に伴う手続の簡素化</li> </ul>
ページ	4—3